

奈良県食品安全・安心推進本部設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康を保護するため、安全で安心な食品の提供を目的に、生産から消費にわたる食品の安全・安心確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、一元的な施策管理及び危機管理を実施するため、「奈良県食品安全・安心推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく食品の安全・安心確保に関する方針決定に関すること。
- (2) 食品の安全・安心確保に関する一元的な施策管理及び危機管理に関すること。
- (3) 食品の安全・安心確保に係る関係部局及び行政機関相互の協力に関すること。
- (4) 食品の安全・安心確保に係る情報の収集、交換及び提供に関すること。
- (5) その他食品の安全・安心確保に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事とする。
- 3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部で決定された方針に基づき、食品の安全・安心確保に関する一元的な施策管理及び危機管理の企画・調整を行うため、「奈良県食品安全・安心推進本部幹事会」(以下「幹事会」という。)を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、消費・生活安全課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、議長が招集し、主宰する。
- 5 議長は、必要に応じて、幹事会に幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 6 幹事は、その代理人を会議に出席させることができる。

(担当者会議)

第6条 幹事会には、担当者会議を置き、推進本部の特定事項を調査・研究及び検討等を行う。

(専門部会)

第7条 幹事会は、食品の安全・安心等の課題解決に向けた対策を検討するとともに、危機管理対策を推進するため、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	職 名
本部長	知 事
副本部長	副知事
本部員	福祉医療部長 福祉医療部医療政策局長 文化・教育・くらし創造部長 水循環・森林・景観環境部長 産業・観光・雇用振興部長 食と農の振興部長 教育委員会教育長

別表 2 (第 5 条関係)

	職 名
議 長	消費・生活安全課長
幹 事	健康推進課長 疾病対策課長 薬務課長 環境政策課長 水資源政策課長 森林資源生産課長 産業振興総合センター創業・経営支援部長 豊かな食と農の振興課長 農業水産振興課長 畜産課長 健康・安全教育課長 ※奈良市健康医療部保健所保健衛生課長

※奈良市を含む関連事案に関すること。